

1. 中小企業等経営強化法第2条第1項に規程する中小企業者および対象となるその他の法人

※業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの（個人事業を含む）

業 種 区 分		A 資本の額又は出資の総額	B 従業員数
① 製造業、建設業、運輸業等		3億円以下	300人以下
② 卸売業		1億円以下	100人以下
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）		5,000万円以下	100人以下
④ 小売業		5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）		3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業		5,000万円以下	200人以下
⑧ その他の業種（上記以外）		3億円以下	300人以下
そ の 他 の 法 人	⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に指定される組合及び連合会	
	⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者	
	⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その種たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑫ 財団法人（一般・公益）	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人			

2. 小規模企業の範囲

業 種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下